

中国における行政訴訟法の改正について

韓 昌 善

改正行政訴訟法は、2014 年 11 月 1 日、第 12 回全国人民代表大会常務委員会の第 11 回会議の「中華人民共和国行政訴訟法の改正に関する決定」に基づいて改正を行い、2015 年 5 月 1 日から施行された。

なお、中国の最高人民法院は、本法の司法解釈⁽¹⁾として「中華人民共和国行政訴訟法の適用に関する若干の問題の解釈」を制定して、2015 年 5 月 1 日から施行した。

この改正行政訴訟法は、全十章で百三カ条から構成されている。その構造は次の通りである。第一章 総則 (1 条 - 11 条)、第二章 受理範囲 (12 条 - 13 条)、第三章 管轄 (14 条 - 24 条)、第四章 訴訟参加人 (25 条 - 32 条)、第五章 証拠 (33 条 - 43 条)、第六章 提訴及び受理 (44 条 - 53 条)、第七章 審理及び判決 (54 条 - 93 条)、第八章 執行 (94 条 - 97 条)、第九章 涉外行政訴訟 (98 条 - 100 条)、第十章 附則 (101 条 - 103 条) である。

今回の改正は、主に行政訴訟における「立件難 (訴訟の受理が難しい)」、「審理難 (訴訟の審理が難しい)」、「執行難 (判決の執行が難しい)」という問題を解決するために行われた。

本稿では、紙数の制限のため、重要な改正ポイントのみ紹介する。

一 立法目的の改正 (1 条)

(1) ここでいう司法解釈とは、最高人民法院が裁判活動における法令の具体的適用について行う解釈である (人民法院組織法 32 条)。人民法院が判決や決定に法的根拠として引用することができるいわゆる法源、法規範の一つである。

改正前	改正後
<p>第一条 人民法院が行政事件を正確で迅速に審理することを保障し、公民、法人及びその他の組織の適法な権利利益を保護し、並びに行政機関が法により行政権限を行使することを擁護し、監督するため、憲法に基づき、この法律を制定する。</p>	<p>第一条 人民法院が行政事件を<u>公正</u>で迅速に審理することを保障し、<u>行政紛争を解決し</u>、公民、法人及びその他の組織の適法な権利利益を保護し、行政機関の権限行使を監督するため、憲法に基づきこの法律を制定する。</p>

中国北京大学の姜明安教授は、行政訴訟の機能として、①行政機関が法律により権限を行使することを監督する、②行政客体の合法的権利利益を保護し、③行政紛争を解決するという三つの機能を有すると指摘している⁽²⁾。そこで、旧法では、行政訴訟の監督機能と救済機能しか重要視されなかったため、新法は、行政事件を審理することだけではなく、その行政紛争の解決を明文で定めた。

二 調解制度⁽³⁾の適用 (60条)

改正前	改正後
<p>第五十条 人民法院は、行政事件を審理するにあたって、調解に関する規定を適用しない。</p>	<p>第六十条 ① 人民法院は、行政事件を審理するにあたって、調解に関する規定を適用しない。<u>但し、行政による賠償や補償及び法律、又は法</u></p>

(2) 「十項の改正ポイントから知る行政訴訟法の改正について」、http://news.xinhuanet.com/2014-11/01/c_1113074463.htm、(2015年6月10日)。

(3) 姜明安『行政法と行政訴訟法(第三版)』(北京大学出版社、2007年)の466頁を参考すると、調解とは中国の民事訴訟、刑事訴訟および行政訴訟における特殊な制度であり、当事者の合意を尊重する前提で裁判官が行う紛争解決の手段である。

	<p><u>規の規定により行政機関が自由裁量権を行使する事件については、調解に関する規定を適用することができる。</u>② <u>調解は、自ら希望し、合法原則に従って行い、国家利益、社会公共利益及び他人の適法な権利利益を損なってはならない。</u></p>
--	--

行政紛争の解決という目的を充実するために、新法では行政による賠償や補償及び法律、又は法規の規定により行政機関が自由裁量権を行使する事件については、調解に関する規定を適用できると定めた。

三 司法審査の範囲が拡大 (2 条、70 条)

改正前	改正後
<p>第二条 公民、法人及びその他の組織は、行政機関及び行政機関職員の具体的行政行為がその適法な権利利益を侵害したと認めるときは、この法律により人民法院に訴訟を提起する権利を有する。</p>	<p>第二条 ① 公民、法人及びその他の組織は、行政機関及び行政機関職員の<u>行政上の行為</u>がその適法な権利利益を侵害したと認めるときは、この法律により人民法院に訴訟を提起する権利を有する。</p> <p>② <u>前項が称する行政上の行為は、法律、法規、規章により権限を授権した組織が行った行政上の行為も含む。</u></p>
<p>第五十四条 人民法院は、審理を経てそれぞれの状況に基づき、以下の</p>	<p>第六十九条 行政上の行為の証拠が明らかであり、法律、法規の適用が</p>

<p>ような判決を下す。</p> <p>一 具体的行政行為の証拠が明らかであり、法律、法規の適用が正確であり、法定手続にも適合している場合は、原具体的行政行為の維持判決を下す。</p> <p>二 具体的行政行為が以下のいずれに該当する場合は、取消又は一部取消の判決を下し、併せて被告に改めて具体的行政行為を行うように判決を下すことができる。</p> <p>ア 主要な証拠が不足している場合。</p> <p>イ 法律、又は法規の適用に誤りがある場合。</p> <p>ウ 法定手続に違反している場合。</p> <p>エ 職権を踰越した場合。</p> <p>オ 職権を濫用した場合。</p> <p>三 被告が権限を行使せず、又は権限の行使を遅延させる場合は、一定の期間内に権限を行使すべき旨の判決を下す。</p> <p>四 行政処罰が著しく公正を欠いている場合は、変更判決を下すことができる。</p>	<p>正確であり、法定手続にも適合している場合、又は、原告が被告の権限の行使あるいは給付義務履行に対して申立てた事件について、理由が成立しない場合は、人民法院は原告の請求について棄却判決を下す。</p> <p>第七十条 行政上の行為が以下のいずれか一つの場合に該当するときは、人民法院は取消又は一部取消の判決を下し、併せて被告に改めて行政行為を行うように判決を下すことができる。</p> <p>一 主要な証拠が不足している場合。</p> <p>二 法律、又は法規の適用に誤りがある場合。</p> <p>三 法定手続に違反している場合。</p> <p>四 職権を踰越した場合。</p> <p>五 職権を濫用した場合。</p> <p>六 <u>不当が明白な場合。</u></p> <p>第七十二条 人民法院は、審理を経て被告が権限を行使しなかったことが明らかである場合、被告が一定の期限内にその権限を行使する判決を下す。</p> <p>第七十七条 ① 行政処罰について不当であることが明らかな場合、又</p>
---	--

	<p>は、その他行政上の行為が金額の確定、認定に誤りがある場合、人民法院は変更判決を下すことができる。</p> <p>② 人民法院は、変更判決で原告の義務、又は権利利益を不利益に変更してはならない。但し、利害関係者が共同訴訟人となった場合、この限りではない。</p>
--	---

まず、新法では、旧法で使った具体的行政行為（行政処分に該当する－筆者注）概念を使わず、行政上の行為（旧法の行政処分を意味する具体的行政行為のほか非権力的行政の行為形式も含む）に変えた。また、新法 70 条では、行政機関の権限行使に対する不当な問題もその審査対象としている。したがって、第 2 条、第 70 条によると、新法では司法審査の範囲が拡大された。

四 訴訟の受理範囲の拡大 (12 条)

改正前	改正後
<p>第十一条 ① 人民法院は、公民、法人及びその他の組織が提起する以下の訴訟を受理する。</p> <p>一 拘留、過料、許可証及び営業許可書の取消し、生産及び営業の停止命令並びに財物の没収等の行政処罰に不服があるとき。</p> <p>二 人身の自由の制限又は財産に対する差押、押収、処分の禁止等の</p>	<p>第十二条 ① 人民法院は、公民、法人及びその他の組織が提起する以下の訴訟を受理する。</p> <p>一 行政勾留、許可証及び免許の取消、生産停止・営業停止の命令、違法所得の没収、不法財物の没収、過料、警告等の行政処罰に対して不服があるとき。</p> <p>二 人身の自由の制限又は財産に</p>

<p>行政強制措置に対して不服があるとき。</p>	<p>対する差押、押収、処分の禁止等の行政強制措置及び行政強制執行に対して不服があるとき。</p>
<p>三 法律で定めた経営自主権を行政機関が侵害したと認めるとき。</p>	<p>三 行政許可を申請したところ、行政機関が許可を拒否し、法定期限内に回答しないとき、又は行政機関が行った行政許可その他決定に対して不服があるとき。</p>
<p>四 法定条件に適合すると認め、行政機関に許可証及び営業許可書の発給を申請した場合において、行政機関が発給を拒絶し、又は回答しないとき。</p>	<p>四 <u>行政機関が行った土地、埋蔵鉱物、水流、森林、山岳、草原、未耕地、砂浜、海域等の自然資源の所有権又は使用权の確認に関する決定</u>に対して不服があるとき。</p>
<p>五 行政機関に人身の自由及び財産権を保護する権限の行使を申請した場合に、行政機関が権限の行使を拒絶し、又は回答しないとき。</p>	<p>五 <u>徴収、徴用決定及び補償決定</u>に対して不服があるとき。</p>
<p>六 法による弔慰金の給付を行政機関がしていないと認めるとき。？</p>	<p>六 行政機関に、人格権、財産権等適法な権利利益を保護する権限の行使を申請したところ、行政機関が権限の行使を拒否し、又は回答をしないとき。</p>
<p>七 行政機関が義務の履行を違法に要求したと認めるとき。</p>	<p>七 行政機関によって私人の適法な経営自主権又は農村土地請負経営権、農村土地経営権が侵害されたと認めるとき。</p>
<p>八 その他の人格権、財産権等の適法な権利利益を行政機関が侵害したと認めるとき。</p>	<p>八 <u>行政機関が行政権限を濫用して競争を排除又は制限したと認めるとき。</u></p>
<p>② 人民法院は、前項に掲げるもののほか、法律又は法規で訴訟を提起できると定めているその他の行政事件を受理する。</p>	

	<p>九 <u>行政機関が違法に資金を集め、費用を割当て、又はその他の義務の履行を違法に要求したと認めるとき。</u></p> <p>十 <u>行政機関が法に基づいて傷病者遺族補償金、社会保険金又は最低生活保護費の給付義務を履行しなかったと認めるとき。</u></p> <p>十一 <u>行政機関が、政府特許経営協議、土地家屋徴収協議等を法に基づき履行しないとき、約定に従って履行しないとき、又は違法に変更、解除したと認めるとき。</u></p> <p>十二 <u>その他の人格権、財産権等の適法な権利利益を行政機関が侵害したと認めるとき。</u></p> <p>② 人民法院は、前項に掲げるもののほか、法律又は法規で訴訟を提起できると定めているその他の行政事件を受理する。</p>
--	---

新法では、近年中国における土地収用や社会保障などに関する行政紛争をその受理範囲として加えた。中国政法大学の王敬波教授は、上記のような紛争を訴訟の受理範囲として明文規定を置いたことは、人民法院の訴訟の不受理を是正する重大な意義を持つと評価している⁽⁴⁾。

(4) 前掲・(2)、1頁。

五 行政区域を超える管轄（18条）

改正前	改正後
<p>第十七条 行政事件は、最初に具体的行政行為を行った行政機関の所在地人民法院が管轄する。行政不服審査を経た事件で、行政不服審査機関が原具体的行政行為を変更した場合は、行政不服審査機関の所在地の人民法院が管轄することもできる。</p>	<p>第十八条 ① 行政事件は、最初に行政上の行為を行った行政機関の所在地人民法院が管轄する。行政不服審査を経た事件は、行政不服審査機関の所在地の人民法院が管轄することもできる。</p> <p>② <u>高級人民法院は、最高人民法院の許可を得て、当該事件の審理の状況に応じて、行政区域外の他の人民法院に行政事件を管轄させる。</u></p>

行政事件の審理は、原則として最初に行政上の行為を行った行政機関の所在地人民法院が管轄するが、地方人民法院の財政、人事、物に関することは地方政府の制限を受けるから、地方干渉を最小化するために、新法では当該事件の審理の状況に応じて、行政区域外の他の人民法院に行政事件を管轄させると規定した。

六 行政機関の責任者の応訴義務（3条3項）

改正前	改正後
	<p>第三条 ① 人民法院は、公民、法人及びその他の組織の訴訟を提起する権利を保障し、受理すべき行政事件について法に基づき受理しなければならない。</p>

	<p>② 行政機関及びその他の職員が人民法院の行政事件の受理を干渉、妨害してはならない。</p> <p>③ <u>訴訟において行政機関の責任者が出廷して応訴しなければならず、出廷できない場合、本件と関連ある職員に委託して出廷しなければならない。</u></p>
--	--

新法では、訴訟において行政機関の責任者が出廷して応訴することを重要な位置まで引き上げ、新設条文として第 3 条を設けて行政紛争の順調な解決を図ることに努めた。

七 原告の適格の問題 (25 条)

改正前	改正後
<p>第二十四条 ① この法律により訴訟を提起する公民、法人及びその他の組織は原告である。</p> <p>② 訴訟を提起する権利を有する公民が死亡した場合は、親族が訴訟を提起することができる。</p> <p>③ 訴訟を提起する権利を有する法人又はその他の組織が解散した場合は、その権利を承継した法人又はその他の組織が訴訟を提起することができる。</p>	<p>第二十五条 ① <u>行政上の行為の相手方並びにその他行政上の行為と利害関係を有する公民、法人及びその他の組織は、訴訟を提起する権利を有する。</u></p> <p>② 訴訟を提起する権利を有する公民が死亡した場合は、親族が訴訟を提起することができる。</p> <p>③ 訴訟を提起する権利を有する法人又はその他の組織が解散した場合は、その権利を承継した法人又はその他の組織が訴訟を提起することができる。</p>

旧法は、行政訴訟の原告適格について抽象な定めを置いたが、新法では、行政上の行為の相手方並びにその他行政上の行為と利害関係を有する公民、法人及びその他の組織は、訴訟を提起する権利を有すると定めた。つまり、旧法より分かりやすく行政機関の処分に不服がある私人やその処分と利害関係を有する第三者も訴訟を提起する権利を有すると定めた。

八 被告適格の問題（26条）

改正前	改正後
<p>第二十五条 ① 公民、法人及びその他の組織が人民法院に直接訴訟を提起した場合、具体的行政行為を行った行政機関が被告となる。</p> <p>② 行政不服審査を経た事件について、不服審査機関が原具体的行政行為を維持した場合、原具体的行政行為を行った行政庁を被告とする。不服審査機関が原具体的行政行為を改めた場合、不服審査機関を被告とする。</p> <p>③ 二つ以上の行政機関により同一の具体的行政行為がなされた場合は、その行政機関を共同被告とする。</p> <p>④ 行政機関が権限を授権した組織が行った具体的行政行為については授権した行政機関を被告とする。</p> <p>⑤ 行政機関が廃止されたとき、又</p>	<p>第二十六条 ① 公民、法人及びその他の組織が人民法院に直接訴訟を提起した場合、行政上の行為を行った行政機関が被告となる。</p> <p>② 行政不服審査を経た事件について、不服審査機関が原行政上の行為を維持した場合、原行政上の行為を行った行政機関と不服審査機関を<u>共同被告とする</u>。不服審査機関が原行政上の行為を改めた場合、不服審査機関を被告とする。</p> <p>③ 不服審査機関が法定期限内に審査決定を行わない場合、公民、法人及びその他の組織が原行政行為を不服として訴訟を提起したとき、原行政上の行為を行った行政機関を被告とする。不服審査機関の不作为について訴訟を提起したとき、不服審査</p>

<p>は当該行政庁の権限が他の行政庁に承継された場合は、その権限を引き継ぎ行使する行政機関を被告とする。</p>	<p>機関を被告とする。</p> <p>④ 二つ以上の行政機関により同一の行政上の行為がなされた場合は、その行政機関を共同被告とする。</p> <p>⑤ 行政機関が権限を授権した組織が行った行政行為については授権した行政機関を被告とする。</p> <p>⑥ 行政機関が廃止されたとき、又は当該行政庁の権限が他の行政庁に承継された場合は、その権限を引き継ぎ行使する行政機関を被告とする。</p>
--	--

旧法と比べると、新法では、「行政不服審査を経た事件について、不服審査機関が原行政上の行為を維持した場合、原行政上の行為を行った行政機関と不服審査機関を共同被告⁽⁵⁾とする」と規定した。このように不服審査機関が原行政行為を維持した場合、その不服審査機関も被告として共同被告にするメリットは何かについて疑問である。

九 訴訟の提起期間 (46 条 - 47 条)

改正前	改正後
<p>第三十九条 公民、法人及びその他の組織が直接に人民法院に訴訟を提起するときは、具体的行政行為があっ</p>	<p>第四十六条 ① 公民、法人及びその他の組織が直接に人民法院に訴訟を提起するときは、行政上の行為が</p>

(5) 前掲・(3) の 514 頁を参考すると、まず共同訴訟とは、当事者一方または双方が単一のものではなく、二つ以上のものである場合、共同訴訟と呼ぶ。そして、被告が二人以上であるとき、共同被告と称する。

<p>たことを知った日から3ヶ月以内に提起しなければならない。但し、他の法律に特別の定めがある場合はこの限りではない。</p>	<p>あったことを知った日あるいは知ることができた日から<u>6ヶ月以内</u>に提起しなければならない。但し、他の法律に特別の定めがある場合はこの限りではない。</p> <p>② <u>不動産にかかわる訴訟を提起した事件においては、行政上の行為が行われた日から20年を超えた場合、その他にかかわる事件においては、行政上の行為があった日から5年を超えた場合には、人民法院は受理しない。</u></p>
	<p>第四十七条 ① <u>公民、法人及びその他の組織が行政機関に、人格権、財産権等適法な権利利益を保護する権限の行使を申請したにもかかわらず、行政機関がその申請から2ヶ月以内に行使しない場合は、公民、法人及びその他の組織は人民法院に訴訟を提起することができる。但し、その他法律、法規に行政機関の権限の行使について特別の定めがある場合は、その規定による。</u></p> <p>② <u>公民、法人及びその他の組織が急を要する場合、行政機関にその人格権、財産権等適法な権利利益を保</u></p>

	<u>護する権限の行使を求めたにもかかわらず、行政機関が権限を不行使した場合、訴訟の提起は前項規定の期間の制限を受けない。</u>
--	---

新法では、訴訟の提起期間を旧法の 3 ヶ月から 6 ヶ月に延ばして、私人に訴訟の提起を準備するに必要な時間を十分与えて法の安定性を図ろうとする立法趣旨ではないかと思われる。また、不動産にかかわる訴訟の提起期間は 20 年で、その他の訴訟の提起期間は 5 年であると規定した。

十 訴訟の受理の登録 (51 条 1 項)

改正前	改正後 (新設)
	<u>第五十条 ①訴訟の提起は、人民法院に訴状を提出しなければならない。その場合被告が複数あるときはその数に応じた副本を提出しなければならない。</u>

新法第 51 条 1 項は、旧法の下で存在してきた訴訟の受理が難しいという問題を解決するために、新設条文として設けたものである。

十一 口頭による訴訟の提起 (51 条 2 項)

改正前	改正後 (新設)
	<u>第五十条 ②書面による訴訟の提起が困難な場合、訴訟は口頭で訴訟を提起ことができ、人民法院は記録し、日付を明記した書面証明書を</u>

	提出し、相手方に告知する。
--	---------------

中国はまだ発展途上国であり、十分な教育を受けていない人が多くいる。口頭による訴訟の提起は、これらの人に人民法院に救済を求める権利の行使を保障する規定で、実際の社会事情から私人の権利利益を保護しようとした。

十二 規定の付随的審査（53条）

改正前	改正後（新設）
	<p><u>第五十三条 ① 公民、法人及びその他の組織が、行政行為の根拠とする国务院部門と地方人民政府及びその部門が制定した規定が法律に適合しないと思われる場合は、行政行為に対する訴訟でその規定の効力について審査を求めることができる。</u></p> <p><u>② 前項が定める規定には規章が含まれない。</u></p>

中国の法段階による効力は憲法、法律、行政法規、部門規章、地方法規、地方規章という形式の順となる。これら実定法上の規定は、行政が行政活動を管理するため、発布した決定や命令である。つまり、この規定は私人の権利義務を拘束する性質を有している。問題としては法律と衝突する規定の適用により、違法な行政処分が多発している点である。そこで、新法では、「行政上の行為の根拠とする国务院部門と地方人民政府及びその部門が制定した規定が法律に適合しないと思われる場合は、行政上の行為に対する訴訟でその規定の効力について審査を求めることができる」と規定した。

十三 第一審手続の完備 (67 条 - 81 条)

改正前	改正後
<p>第四十三条 ① 人民法院は、訴状の受理の日から 5 日以内に、訴状の副本を被告に送達しなければならない。被告は、訴状の副本を受領した日から 10 日以内に人民法院に具体的行政行為を行った証拠を提出し、根拠規定を示し、かつ答弁書を提出しなければならない。人民法院は、答弁書を受領した日から 5 日以内に、答弁書の副本を原告に送達しなければならない。</p> <p>② 被告が答弁書を提出しなかった場合でも、人民法院の審理影響を及ばない。</p>	<p>第六十七条 ① 人民法院は、訴状の受理の日から 5 日以内に、訴状の副本を被告に送達しなければならない。被告は、訴状の副本を受領した日から <u>15 日以内に</u>人民法院に行政上の行為を行った証拠を提出し、根拠規定を示し、かつ答弁書を提出しなければならない。人民法院は、答弁書を受領した日から 5 日以内に、答弁書の副本を原告に送達しなければならない。</p> <p>② 被告が答弁書を提出しなかった場合でも、人民法院の審理影響を及ばない。</p>
<p>第五十四条 人民法院は、審理を経てそれぞれの状況に基づき、以下のような判決を下す。</p> <p>一 具体的行政行為の証拠が明らかであり、法律、法規の適用が正確であり、法定手続にも適合している場合は、原具体的行政行為の維持判決を下す。</p> <p>二 具体的行政行為が以下のいずれに該当する場合は、取消又は一部</p>	<p>第六十九条 行政上の行為の証拠が明らかであり、法律、法規の適用が正確であり、法定手続にも適合している場合、又は、原告が被告の権限の行使あるいは給付義務履行に対して申立てた事件について、理由が成立しない場合は、人民法院は原告の請求について棄却判決を下す。</p> <p>第七十条 行政上の行為が以下のいずれか一つの場合に該当するときは、</p>

<p>取消の判決を下し、併せて被告に改めて具体的行政行為を行うように判決を下すことができる。</p> <p>ア 主要な証拠が不足している場合。</p> <p>イ 法律、又は法規の適用に誤りがある場合。</p> <p>ウ 法定手続に違反している場合。</p> <p>エ 職権を踰越した場合。</p> <p>オ 職権を濫用した場合。</p> <p>三 被告が権限を行使せず、又は権限の行使を遅延させる場合は、一定の期間内に権限を行使すべき旨の判決を下す。</p> <p>四 行政処罰が著しく公正を欠いている場合は、変更判決を下すことができる。</p>	<p>人民法院は取消又は一部取消の判決を下し、併せて被告に改めて行政行為を行うように判決を下すことができる。</p> <p>一 主要な証拠が不足している場合。</p> <p>二 法律、又は法規の適用に誤りがある場合。</p> <p>三 法定手続に違反している場合。</p> <p>四 職権を踰越した場合。</p> <p>五 職権を濫用した場合。</p> <p>六 不当が明白な場合。</p> <p>第七十二条 人民法院は、審理を経て被告が権限を行使しなかったことが明らかである場合、被告が一定の期限内にその権限を行使する判決を下す。</p> <p>第七十七条 ① 行政処罰について不当であることが明らかな場合、又は、その他行政行為が金額の確定、認定に誤りがある場合、人民法院は変更判決を下すことができる。</p> <p>② 人民法院は、変更判決で原告の義務、又は権利利益を不利益に変更してはならない。但し、利害関係者が共同訴訟人となった場合、この限りではない。</p>
---	--

	<p>第七十三条 人民法院は、審理を経て被告が給付義務を負うことが明らかでない場合、被告がその義務を履行する判決を下す。</p>
	<p>第七十四条 ① 行政上の行為が以下の一つの場合に該当するとき、人民法院は、違法確認判決を下すが、行政行為を取消さない。</p> <p>一 行政上の行為が法律により取消さなければならないが、取消すと国家利益、社会公共利益に重大な損害を与える場合。</p> <p>二 行政上の行為の手續に軽微な違法があるが、原告の権利に実際の影響を与えない場合。</p> <p>② 行政上の行為が以下の一つの場合にあたる時、取消判決又は義務付け判決を下す必要がない場合は、人民法院は違法確認判決を下す。</p> <p>一 行政上の行為が違法であるが、取消す内容がない場合。</p> <p>二 被告が違法な行政上の行為を変更したが、原告が当該行政上の行為の違法確認を求めている場合。</p> <p>三 被告が義務を履行せず、又は権限の行使を遅延して、義務付け判決を下しても意味がない場合。</p>

	<p>第七十五条 行政上の行為をした行政庁が属する行政主体がその行政主体の資格を有しない場合、又は行政上の行為の根拠がない等重大かつ明白な違法である場合は、原告が行政上の行為の無効確認を申立てたら、人民法院は無効確認判決を下す。</p>
	<p>第七十六条 人民法院が違法確認判決、又は、無効確認判決を下した場合、同時に、被告に救済措置を取る判決を下すことができる。原告に損害を与えた場合、法に基づいて被告に賠償を命ずる判決を下す。</p>
	<p>第七十八条 ① 被告が本法第12条1項11号に定める協議を法に基づいて履行しない場合、約定に基づいて履行しない場合、又は、違法に変更、解除した場合、人民法院は被告に履行を促し、救済措置を取ること、又は、損害について賠償を命ずる等の判決を下す。</p> <p>② 被告が本法第12条1項11号に定める協議を変更、又は解除したことが適法であるが、法律に基づいて原告の損失が補償されなかった場合、人民法院は補償を命ずる判決を下す。</p>

	<p>第七十九条 不服審査機関と当該行政上の行為を行った行政機関が共同被告である事件について、人民法院は不服審査決定と当該行政上の行為について判断をしなければならない。</p>
	<p>第八十条 ① 人民法院は公開審理する事件と非公開審理する事件に対して、一律に公開して判決を言い渡す。</p> <p>② 既決裁判（当廷宣判）の場合、10 日以内に判決書を送付しなければならない。通常判決（定期宣判）の場合、判決後は直ちに判決書を送付する。</p> <p>③ 判決を言い渡す際、当事者に上訴の権利、上訴の期限及び上訴の人民法院を告知しなければならない。</p>
<p>第五十七条 人民法院は、立件の日から 3 ヶ月以内に第一審判決を下さなければならない。特殊な事情があり延長する必要がある場合、高級人民法院が許可する。高級人民法院が審理する第一審の事件について延長する必要がある場合は、最高級人民法院が許可する。</p>	<p>第八十一条 人民法院は、立件の日から 6 ヶ月以内に第一審判決を下さなければならない。特殊な事情があり延長する必要がある場合、高級人民法院が許可する。高級人民法院が審理する第一審の事件について延長する必要がある場合は、最高級人民法院が許可する。</p>

第一審手続きにおいては、旧法で法律の規定が明確ではない内容について、新法ではその改善を図り、明確な規定を定めた（69条、70条、72条、77条）。また、公正な審理の確保のため、本案審理の期間を3ヶ月から6ヶ月に延ばした点も注目すべきところであると思われる。

十四 簡易手続の導入（82条）

改正前	改正後（新設）
	<p><u>第八十二条 ① 人民法院は以下の第一審の行政事件を審理する場合、事実が明白で権利義務関係が明確である紛争の場合は、簡易手続を適用することができる。</u></p> <p><u>一 訴えられた行政上の行為が法に基づいて即日に行われた場合。</u></p> <p><u>二 訴訟の目的の価額が2千元以下の場合。</u></p> <p><u>三 政府の情報公開に属する事件である場合。</u></p> <p><u>② 前項規定の以外の第一審行政事件で、各当事者が簡易手続の適用に同意した場合、簡易手続を適用することができる。</u></p> <p><u>③ 差し戻し、審判監督手続に基づいて再審する事件については簡易手続を適用しない。</u></p>

十五 裁判監督の強化 (91 条)

改正前	改正後 (新設)
	<p>第九十一条 当事者の申立てが以下のいずれか一つに該当する場合、人民法院は再審をしなければならない。</p> <p>一 訴訟を受理しないこと、又は訴訟を却下したことに明らかな誤りがある場合。</p> <p>二 新たな証拠があり、原判決、裁定を覆すに足りる場合。</p> <p>三 原判決、裁定において事実を認定した主要証拠が不足し、検証を経ず、又は偽造された場合。</p> <p>四 原判決、裁定において法律、法規の適用にあきらかな誤りがある場合。</p> <p>五 法律が定めた訴訟手続に違反して、公正な審理に影響を与える場合。</p> <p>六 原判決、裁定において訴訟請求について脱漏がある場合。</p> <p>七 原判決、裁定を取消し、又は変更した場合。</p> <p>八 審判員が事件の審理にあたって、汚職、受領により私利を得、枉法して裁判をする行為がある場合。</p>

十六 民事訴訟法の関連規定の適用（101 条）

改正前	改正後（新設）
	<p>第一〇一条 人民法院が行政事件の審理において、期間、送達、財産保全、法廷審理、調解、訴訟中止、訴訟終結、簡易手続、執行等及び人民検察院が行政事件の受理、審理、裁判、執行について監督は、この法律に規定が置かれてない場合、中華人民共和国人民訴訟法の関連規定を適用する。</p>